

国立大学法人京都教育大学教職員退職手当規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 5年 3月22日 最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第51条の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学(以下「本学」という。)の教職員(就業規則第2条第3項に規定する教職員及び就業規則第21条により再雇用された職員を除く。以下同じ。)に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、教職員が退職し又は解雇された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

一 勤続6月未満で退職し又は解雇された場合(就業規則第18条第五号又は第22条第1項第六号に規定する場合を除く。)

二 就業規則第37条第2項第四号の規定により懲戒解雇された場合

2 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員(就業規則第21条の規定により再雇用された教職員を除く。)となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。

3 退職し又は解雇された教職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該退職し又は解雇された教職員の基礎在職期間中の職務に関し、懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職手当を支給しないことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 教職員を故意に死亡させた者

二 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順

位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の支払)

第2条の3 この規程の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、その支給を受けるべき者の申し出がある場合、銀行その他の金融機関に対するその支給を受けるべき者の預金又は貯金への振り込みにより支払うことができるものとする。

2 この規程の規定による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第2章 一般の退職手当

(退職手当の額)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合退職、私傷病による退職、勤続期間11年未満の定年退職・雇用期間満了退職・応募認定退職・業務外死亡による退職・通勤災害の傷病による退職の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給月額(国立大学法人京都教育大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。))第2条に規定する基本給の月額、又は国立大学法人京都教育大学年俸制大学教員給与規程(以下「年俸制大学教員給与規程」という。))第4条第3項に規定する基本給の月額をいう。以下同じ。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、かつ、国立大学法人京都教育大学教職員早期退職規程(以下「早期退職規程」という。))第4条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者100分の90

(勤続期間11年以上25年未満の定年退職・雇用期間満了退職・応募認定退職・業務外死亡による退職・通勤災害の傷病による退職・定年に達した日以後の自己都合退職の場合の退職手当の基本額)

第4条 1 1年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の

基本額は、退職の日におけるその者の基本給月額（以下「退職日基本給月額」という。）に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 就業規則第18条第1項第二号又は第四号の規定により退職した者
 - 二 早期退職規程第4条第1項に規定する認定（同規程第1条第2項第一号に係るものに限る。）を受けて同規程第3条第2項に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2** 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続し通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職した者、11年以上25年未満の期間勤続し死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者又は11年以上25年未満の期間勤続し定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3** 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- （勤続期間25年以上の定年退職・雇用期間満了退職・応募認定退職・業務外死亡による退職・通勤災害の傷病による退職・定年に達した日以後の自己都合退職、整理解雇、組織改廃等の応募認定退職、業務上死亡による退職、業務上傷病による退職の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 25年以上勤続し就業規則第18条第1項第二号又は第四号の規定により退職した者
 - 二 就業規則第22条第1項第六号の規定により解雇された者
 - 三 早期退職規程第4条第1項に規定する認定（同規程第1条第2項第二号に係るものに限る。）を受けて同規程第3条第2項に規定する退職すべき期日に退職した者
 - 四 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者
 - 五 25年以上勤続し、早期退職規程第4条第1項に規定する認定（同規程第1条第2項第一号に係るものに限る。）を受けて同規程第3条第2項に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2** 前項の規定は、25年以上勤続し通勤による傷病により退職した者、25年以上勤続し死亡により退職した者又は25年以上勤続し定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3** 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- （管理監督職勤務上限年齢による降任等、基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定（就業規則改正により当該改正前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額」という。）が、退職日基本給月額よりも多いときは、

その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 第2条第3項及び前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第9条第1項、第10条第4項又は第11条第4項の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第2項に規定する他の国立大学法人等の職員、第10条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第2条第1項第二号に該当する事由又はこれに準ずる事由により退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に教職員、第9条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員、第10条第1項に規定する国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- 一 教職員としての引き続いた在職期間
- 二 第9条第2項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- 三 第10条第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 第10条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

3 削除

(勤続期間20年以上定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第二号及び第5条第1項(第一号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月以上前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年

		齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第一号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第二号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2) を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当支給率の調整)

第5条の4 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で、第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 42年を超える期間勤続して退職した者で、第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日基本給月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわ

らず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 47.709以上 特定減額前基本給月額に47.709を乗じて得た額

二 47.709未満 特定減額前基本給月額に第5条の2第1項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第二号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第一号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2）を乗じて得た額の合計額
第6条の2第二号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第二	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条

号ロ	の2第1項第二号ロ
及び退職日基本給月額	並びに退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2）を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第14条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)の期間、同第37条第2項第三号の規定による出勤停止の期間、国立大学法人京都教育大学育児休業等に関する規程により育児休業をした期間、国立大学法人京都教育大学介護休業等に関する規程により介護休業をした期間、国立大学法人京都教育大学教員の人事等に関する特例規程第11条の規定による大学院修学休業の期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- 一 第一号区分 95,400円
- 二 第二号区分 78,750円
- 三 第三号区分 70,400円
- 四 第四号区分 65,000円
- 五 第五号区分 59,550円
- 六 第六号区分 54,150円
- 七 第七号区分 43,350円
- 八 第八号区分 32,500円
- 九 第九号区分 27,100円
- 十 第十号区分 21,700円
- 十一 第十一号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第二号から第五号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、当該期間におけるその者の職位ならびに給与額決定の基準等により、その者は、本学において相当する業務に従事し、その業務に対応する本給表及び級を適用する教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、職の段階、職務の級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し、別表のとおりとする。

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの
零
 - 三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの
第一項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの
零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(整理解雇、組織改廃等の応募認定退職、業務災害による退職の場合で、短期勤続者の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給等の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2、第5条の4及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給等の月額」とは、基本給月額及び給与規程第18条に規定する扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

第7条 削除

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(平成4年4月1日以降における育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限り、平成4年4月1日において育児休業であったときは、当該育児休業を開始した日の属する月からの期間を含む。))については、その月数の3分の1に相当する月数、就業規則第14条第1項第五号の規定による休職についてはその月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 5 第2条第1項第一号に規定する場合の勤続期間については、前項の規定にかかわらず、その

者が教職員となった日から退職した日の前日までの全月数による。

- 6 第4項の規定は、第6条の5の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第9条 教職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員となり、その者の教職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 教職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の国立大学法人等の職員として引き続いた在職期間の計算については、第8条の規定を準用する。ただし、当該機関における退職手当に相当する給与の支給を受けた場合は、この限りでない。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第10条 教職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等(第9条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人の場合にあっては、当該地方公共団体又は地方独立行政法人の退職手当に関する規程において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公共団体又は地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算されることと定めているものに限る。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の教職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第8条の規定を準用する。

- 4 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

- 5 教職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第8条第3項の規定に関わらず教職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。

- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(役員として在職した後引き続いて教職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第11条 教職員のうち、引き続いて本学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き役員として在職した後引き続き再び教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 役員が引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の教職員としての引き続いた在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における役員としての在職期間の計算については、第8条の規定を準用するほか、別に定める。

4 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて役員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規定による退職手当は支給しない。

（役員の間を有する教職員の退職手当の額の特例）

第11条の2 教職員としての在職期間に引き続いた役員としての期間を有する教職員の退職手当の額は、第3条から第7条までの規定にかかわらず役員としての期間について、その業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し又は減額することができる。

2 前項により退職手当の額を増額又は減額する場合は、第5条の2第1項による退職手当の基本額の計算における第一号の額に対して増減率の割合を乗じるものとする。

第3章 退職手当の支給制限等

（諭旨解雇処分となった場合の退職手当の支給制限）

第12条 教職員が就業規則第37条第2項第四号の規定により諭旨解雇となった場合には、諭旨解雇となった者が占めていた職の職務及び責任、行った非違の内容及び程度その他の事情を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないものとする。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者に基礎在職期間中の非違に当たる行為があつて、その非違の内容及び程度が懲戒解雇又は諭旨解雇の処分に値することが明らかであるときについて準用する。

（起訴中に退職又は解雇された場合の退職手当の取扱い）

第13条 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の返納）

第14条 退職した者に対し退職手当を支給した後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、若しくは基礎在職期間中の職務に関し懲戒による解雇をうける事由に相当する事実が明らかになったときは、学長は、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続等は、役員会において審査のうえ決定する。

第4章 雑則

(実施規定)

第15条 この退職手当規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

別表 (第6条の4第3項関係)

別紙のとおり

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定は、平成16年9月30日まで「100分の104」を「100分の107」に読み替えるものとする。
- 3 国立大学法人法附則第4条の規定により教職員となった者の第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から教職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 4 前項の教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 国立大学法人の成立前の京都教育大学（以下「旧機関」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から教職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 6 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により教職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

附 則 (平成16年規程第205号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第33号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 退職した者の基礎在職期間中に基本給月額減額改定によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額が減額前の基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする給与規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による基本給月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。
- 3 教職員が新制度適用教職員(教職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの規程による改正後の国立大学法人京都教育大学教職員退職手当規程(以下「新規程」という。)による退職手当の支給を受けることとなる者。以下同じ。)として退職した場合におい

て、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、この規程による改正前の国立大学法人京都教育大学教職員退職手当規程(以下「旧規程」という。)第3条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者を除く。)にあつては104分の87)を乗じて得た額が、新規規程第2条の2から第6条の5まで、附則第2項の規定により計算した額(以下「新規規程等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

4 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 施行日の前日において教職員として在職していた者 施行日

二 教職員として在職していた後、施行日以後に引き続いて国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて教職員となったもの(その者の基礎在職期間のうち当該国家公務員等となった日以前の期間に、新制度適用教職員としての在職期間が含まれない者に限る。) 当該国家公務員等となった日

三 教職員として在職していた後、施行日以後に引き続いて役員となった者で、役員として在職した後引き続いて教職員となったもの(その者の基礎在職期間のうち当該役員となった日以前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。) 当該役員となった日

四 施行日の前日に他の国立大学法人等の職員として在職していた者で、他の国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて教職員となったもの 施行日

五 施行日の前日に国家公務員等として在職していた者のうち教職員から引き続いて国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて教職員となったもの 施行日

5 前項の第四号及び第五号に掲げる者が新制度適用教職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第3項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「教職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「本給月額」とあるのは「本給月額に相当する額として別に定める額」とする。

6 教職員が新制度切替日(第4項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。)以後平成21年3月31日までの間に新制度適用教職員として退職した場合において、その者についての新規規程等退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた基本給月額を退職の日の基本給月額とみなして旧規程第3条から第7条までの規定により計算した退職手当の額(以下「旧規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

イ 新規規程第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

二 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

- イ 新規程第6条の4により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
 - ロ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額
- 三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
- イ 新規程第6条の4により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - ロ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額
- 7 第4項第四号及び第五号に掲げる者が新制度適用教職員として退職した場合における当該退職についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた基本給月額」とあるのは、「受けていた基本給月額に相当する額として別に定める額」とする。
- 8 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新規程第5条の2の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（附則第4項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。
- 9 新制度適用教職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用教職員以外の教職員としての在職期間が含まれるものに対する新規程第5条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用教職員以外の教職員として受けた基本給月額は、同条第1項に規定する基本給月額には該当しないものとみなす。
- 10 新規程第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

附 則（平成18年規程第63号）

この規程は、平成19年3月5日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附 則（平成24年規程第32号）

- 1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の4及び平成17年規程第33号附則第2項の規定の適用については、「100分の87」とあるのは平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 改正後の第6条及び第6条の2の規定の適用については、「49.59」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「55.86」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「52.44」とする。
- 4 大学教員（給与規程第7条第2項第三号に規定する教育職（一）の本給表を適用する者）が、この規程改正後に退職することとなった場合において、満63歳に達した日以後における最初の3月31日（以下「満63歳の年度末」という。）より後に退職した場合の退職手当の額は、その者が満63歳の年度末に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとして計算した額が、現に退職した日及び退職した理由により計算した額よりも多いときは、その多い額を

もってその者に支給すべき退職手当の額とする。

附 則（平成25年規程第137号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第46号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第22号）

この規程は、平成27年12月31日から施行する。

附 則（平成29年規程第23号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第27号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第44号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（給与規程第7条第2項第三号に規定する教育職（一）の本給表を適用する者及び年俸制大学教員給与規程第5条に規定する年俸制教員給与表を適用する者（以下「大学教員」という。）、及び第4条第1項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条、又は附則（令和4年規程第44号）第2項」とする。
- 3 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（大学教員及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条、又は附則（令和4年規程44号）第3項」とする。
- 4 当分の間、第4条第1項第二号並びに第5条第1項第三号及び第五号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第一号の項及び第6条の2第二号の項中「定年」とあるのは、「定年（大学教員以外の者にあつては60歳とし、大学教員にあつては65歳とする。）」とする。
- 5 当分の間、第4条第1項第二号並びに第5条第1項第三号及び第五号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳（大学教員にあつては65歳）を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3第1項中「6月」とあるのは「0月」と、第5条の3の表及び第6条の3の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。
- 6 当分の間、第4条第1項第二号及び第5条第1項（第一号を除く）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「定年から20年」とあるのは「定年から15年」とするほか、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、「60歳（大学教員にあつては65歳）」とする。
- 7 当分の間、第5条第1項第二号及び第四号に掲げる者が60歳（大学教員にあつては65歳）に達する直前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表及び第6条の3の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る

定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2)」とあるのは、「60歳（大学教員にあつては65歳）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下「改定前定年前年数」という。）に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下「改定後定年前年数」という。）で除して得た割合」とする。

- 8 当分の間、第5条第1項第二号及び第四号に掲げる者が60歳（大学教員にあつては65歳）に達する日以後に退職したときにおける第5条の3及び6条の3の規定の適用については、第5条の3の表及び第6条の3の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については100分の2）」とあるのは「100分の2を改定後定年前年数で除して得た割合」とする。

別表(第6条の4第3項関係)

区分	調整月額	本給表及び級													
		一般職(一)		一般職(二)		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		医療職(一)		医療職(二)	
		新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
第1号	95,400														
第2号	78,750														
第3号	70,400	10													
第4号	65,000	9	11												
第5号	59,550	8	10			5(※1)									
第6号	54,150	7	9			5(上記以外)									
第7号	43,350	6	8			4(※2)	4	4							
第8号	32,500	5	7			4(上記以外)	3(※4)	3(※4)							
第9号	27,100	4	6	5	6	3	3(上記以外)	3(上記以外)	5	4					
							2(※5)	2(※5)							
第10号	21,700	3	5	4	5	2(※3)	2(※6)	2(※6)	4	3					
			4	3(※7)	4				3	2(※8)					
					3(※7)										
第11号	0	2	3	3(上記以外)	3(上記以外)	2(上記以外)	2(上記以外)	2(上記以外)	2	2(上記以外)					
		1	2	2	2	1	1	1	1	1					
			1	1	1										

備考 本給表及び級における「新」の欄は平成18年4月1日以後の級で「旧」の欄は平成18年3月31日以前の級。
 なお、平成16年3月31日以前については、一般職(一)は行政職(一)、一般職(二)は行政職(二)、医療職(一)は医療職(二)、医療職(二)は医療職(三)に読み替える。

- ※1: 期末手当の役職加算が100分の20の者
- ※2: 期末手当の役職加算が100分の15の者
- ※3: 期末手当の役職加算が100分の5の者
- ※4: 18学級以上規模の小学校の教頭又は副校長の者、15学級以上規模の中学校の教頭又は副校長の者、9学級規模以上の高等学校の教頭又は副校長の者
- ※5: 経験年数30年(大学4卒)以上の者
- ※6: 経験年数12年(大学4卒)以上の者
- ※7: 在級期間が120月を超える者
- ※8: 在級期間が360月を超える者